

平成28年第2回（10月）

広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

広島県後期高齢者医療広域連合議会

平成28年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

第1日（10月24日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	2
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会・開議宣告(午後1時55分)	3
広域連合長の議会招集挨拶	3
日程第1 仮議席の指定について	4
諸般の報告	4
日程第2 議長の選挙について	4
追加議事日程	6
日程第1 議席の指定について	6
会議録署名者の指名	6
日程第2 会期の決定について	6
日程第3 副議長の選挙について	7
日程第4 議案第12号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	8
日程第5 議案第13号 平成27年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定	9
日程第6 議案第14号 平成28年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	21
日程第7 一般質問(21番佐中議員)	23
議了宣告	28
広域連合長の閉会挨拶	28
閉会宣告(午後3時29分)	28
会議録署名	29

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録 第23号

平成28年10月24日（月曜日）KKRホテル広島「安芸」

出席議員

1番	児	玉	光	禎
2番	竹	田	康	律
4番	西	田		浩
5番	池	庄	司	孝臣
6番	石	崎	元	成
7番	北	元		豊
9番	高	本	訓	司
10番	高	田	健	司
11番	宮	地	徹	三
12番	棗	田	澄	子
13番	亀	井	源	吉
14番	堀	井	秀	昭
15番	細	川	雅	子
16番	山	下		守
17番	角	田	俊	司
18番	前	重	昌	敬
19番	山	本	一	也
20番	繁	政	秀	子
21番	佐	中	十九	昭
22番	沖	田	ゆかり	
23番	瀧	野	純	敏
24番	中	本	正	廣
25番	大	林	正	行
26番	浜	田	明	利
27番	福	田	義	人
28番	片	山	元	八郎

欠席議員

3番	森	畠	秀	治
8番	分	野	達	見

説明員

広域連合長	藏	田	義	雄
代表監査委員	加	賀	美	和正
広域連合事務局長	守	田	利	貴
広域連合事務局次長兼総務課長	宇	都	宮	弘司

業務課長
総務課企画財政係長

日 浦 大 三
平 田 好 一

議事補助員

議会事務局長	亀 田 賢 史
議会事務局長次長	当 天 次 美
書記	中 田 紀 子

議事日程（第１号）

（平成２８年１０月２４日 午後１時５５分開議）

日程第１ 仮議席の指定について

日程第２ 議長の選挙について

追加議事日程

日程第１ 議席の指定について

日程第２ 会期の決定について

日程第３ 副議長の選挙について

日程第４ 議案第１２号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

日程第５ 議案第１３号 平成２７年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定

日程第６ 議案第１４号 平成２８年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第７ 一般質問

会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時 5 5 分 開 会

○広域連合議会事務局長（亀田賢史）

本日の定例会は、議長が空席となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によりまして、年長の議員が臨時の議長の職務を行うこととなっております。出席議員中、坂町の瀧野議員が年長でございますので、瀧野議員に臨時の議長として議事の進行を行っていただきます。よろしく願いいたします。

○臨時議長（瀧野純敏）

ただいま紹介いただきました坂町の瀧野でございます。地方自治法第 107 条の規定によりまして、臨時の議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員 26 名であります。

地方自治法第 113 条により定足数に達しておりますので、ただいまから平成 28 年第 2 回広域連合議会定例会を開会します。これより本日の会議を開きます。会議の開会に際しまして、広域連合長の挨拶があります。広域連合長、よろしく願いします。

◎広域連合長（藏田義雄）

皆さんこんにちは。秋晴れの本当にいい天気になった今日であります。平成 28 年第 2 回広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方には、本定例会を御招集いたしましたところ、大変お忙しい中、議員の皆様におかれましては、御出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

後期高齢者医療制度を含む我が国の医療保険制度につきましては、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」、これに基づきまして、着実に改革が進められているところでありますが、後期高齢者医療制度が今後も増加し続ける高齢者に対しまして、安定した制度として、次世代に引き継ぐことができるよう、鋭意、取り組んでいく必要があると考えておるところでございます。

また、当広域連合といたしましては、今後とも国の動向をしっかりと把握しつつ、各市町や関係機関と連携をより一層密にいたし、適切な制度の運営に努めて参りたいと考えております。

本定例会では、平成 27 年度歳入歳出決算認定をはじめ、補正予算等の重要案件を提出させていただいているところでございます。

これらの案件につきましては、後ほど御説明を申し上げますが、何とぞ慎重に御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（瀧野純敏）

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程（第 1 号）のとおりでございます。この日程によって議事を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（瀧野純敏）

異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

△ 日程第 1 「仮議席の指定について」

○臨時議長（瀧野純敏）

日程第 1 「仮議席の指定について」を議題といたします。仮議席は、ただいま御着席の議席とします。この際、御報告いたします。一身上の都合により、6 名の方から辞職願が提出され、閉会中につき、それぞれ府中市の丸山茂美議員については 5 月 16 日付け、広島市の伊藤昭善議員、木山徳和議員、原裕治議員、豊島岩白議員については 6 月 6 日付け、呉市の片岡慶行議員については 9 月 5 日付けで許可されておりますことを御報告申し上げます。

△ 日程第 2 「議長の選挙について」

○臨時議長（瀧野純敏）

次に、日程第２「議長の選挙について」を議題とします。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（瀧野純敏）

御異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名は、臨時の議長において行いたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（瀧野純敏）

異議なしと認めます。臨時議長が指名することに決定いたしました。それでは、議長に１番広島市の児玉議員を指名いたします。１番児玉議員を議長の当選者と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（瀧野純敏）

御異議なしと認めます。よって、１番児玉議員が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました児玉議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。以上で私の議事進行の職務を終わらせていただきます。議長に交代させていただきます。

御協力ありがとうございました。

○議長（児玉光禎）

ただいま議長に選出していただきました児玉と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

一言御挨拶させていただきます。この度は、広域連合議会の議長に御推挙いただきました。誠に光栄でありますとともに、身の引き締まる思いでありますので、どうぞ皆様の御支援をよろしくお願いいたします。今後とも議員各位の御支援と御協力を賜りながら、広島県後期高齢者医療広域連合の円滑な議会運営に心がけたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（児玉光禎）

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますとおり、追加議事日程（第１号の追加）でございます。この追加議事日程より議事を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉光禎）

御異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

△ 日程第１ 「議席の指定について」

○議長（児玉光禎）

それでは、日程第１「議席の指定について」ですが、議席は、会議規則第４条第１項により議長が指定いたします。

議席は、現在着席されている席といたします。

なお、本日の会議録署名議員として９番高本議員，２０番繁政議員を御指名いたします。

△ 日程第２ 「会期の決定について」

○議長（児玉光禎）

それでは、日程第２「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期を本日１日間としたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉光禎）

御異議なしと認めます。よって、会期を本日１日間と決定いたします。

△ 日程第３ 「副議長の選挙について」

○議長（児玉光禎）

次に、日程第３「副議長の選挙について」を議題とします。お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉光禎）

御異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りいたします。指名は、議長において行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉光禎）

御異議なしと認めます。議長が指名することに決定いたしました。それでは、副議長に１１番宮地議員を指名いたします。お諮りいたします。１１番宮地議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉光禎）

御異議なしと認めます。よって、１１番宮地議員が副議長に当選されました。ただいま副議長に当選されました宮地議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。それでは、宮地議員を御紹介いたします。

○副議長（宮地徹三）

ただいま副議長に選出いただきました宮地徹三でございます。一言御挨拶申し上げます。

このたび、皆様に副議長に御推挙いただきまして誠に光栄に存じます。微力でございますが、皆様の御指導・御鞭撻を賜りながら、議長の補佐役として広島県後期高齢者医療広域連合議会の円滑な運営に寄与できるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（児玉光禎）

この際、御報告いたします。理事者側の説明員として、藏田広域連合長、加賀美代表監査委員、守田広域連合事務局長、宇都宮事務局次長兼総務課長、日浦業務課長、総務課平田企画財政係長を呼んでおりますことを御報告申し上げます。また、議場配付いたしました例月出納検査結果について、監査委員から議長あての報告書の提出がありましたので御報告いたします。

△ 日程第４ 「議案第１２号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」

○議長（児玉光禎）

次に日程第４「議案第１２号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題とします。地方自治法第１１７条の規定により、池庄司議員の退席を求めます。

○議長（児玉光禎）

本件の説明を求めます。

◎広域連合長（藏田義雄）

（挙手）

○議長（児玉光禎）

広域連合長。

◎広域連合長（藏田義雄）

ただいま上程されました議案第１２号につきまして御説明を申し上げます。

本案は、片岡慶行氏の監査委員の辞職に伴いまして、現在欠員となっており
ます広域連合議員選出の監査委員といたしまして池庄司孝臣氏を選任すること
について、御同意をお願いするものでございます。

議案書の履歴書にございますように、池庄司孝臣氏は、現在、呉市議会副議
長の職を務めておられ、知識、経験ともに豊かな方であることから、広域連合
の監査委員として適任と存じます。

何とぞ、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉光禎）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思います。これに御
異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉光禎）

御異議なしと認めます。本件を採決いたします。本件を同意することに御異
議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉光禎）

御異議がないと認めます。よって、本件は同意されました。退席中の池庄司
議員の入場を許可いたします。

○議長（児玉光禎）

池庄司議員の選任については、同意されました。

△ 日程第５ 「議案第１３号 平成２７年度広島県後期高齢者医療広域 連合歳入歳出決算認定」

○議長（児玉光禎）

次に日程第5 「議案第13号 平成27年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」を議題とします。本件の説明を求めます。なお、本件の説明につきましては、長くなりますので、座って説明していただいて結構です。

◎広域連合事務局長（守田利貴）
（挙手）

○議長（児玉光禎）
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（守田利貴）

ただいま上程されました議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。「議案第13号 平成27年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」でございます。

私が議案書について説明をし、歳入歳出決算書附属書類及び主要な施策の成果説明書について事務局次長及び業務課長に説明させます。

恐れ入りますが、座って御説明させていただきます。

議案書の2ページ、3ページをお開きください。一般会計の歳入でございます。表の一番下、合計欄でございますが、予算現額が10億6,915万2千円、調定額、収入済額ともに9億9,852万2,452円でございます。

次の4ページ、5ページをお開きください。

歳出は、同じく一番下の合計欄でございますが、予算現額が10億6,915万2千円、支出済額が9億9,852万2,452円、不用額が7,062万9,548円でございます。

先ほどの歳入の収入済額からこの支出済額を差し引いた、表の下、欄外に記載しております歳入歳出差引残額は0円となります。

以上、議案書の一般会計について御説明を申し上げました。次に、附属書類の説明をさせます。

◎広域連合事務局次長（宇都宮弘司）
（挙手）

○議長（児玉光禎）
広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（宇都宮弘司）

それでは、別冊1歳入歳出決算書附属書類の一般会計について御説明申し上げます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

それでは別冊 1 の 1 ページ, 2 ページをお開きください。歳入でございます。「1 款 分担金及び負担金」の収入済額は 9 億 5,989 万 6 千円で, 全額が 23 市町からの事務費分賦金です。「2 款 国庫支出金」の決算額は 161 万円となっております。「3 款 財産収入」は, 全額が基金の運用による利子収入で, 収入済額は 33 万 7,876 円でございます。「4 款 繰入金」は財政調整基金等の繰入金で, 収入済額は 3,640 万 3,755 円です。

3 ページ, 4 ページをお開きください。「5 款 繰越金」は収入の実績はございません。「6 款 諸収入」の収入済額は 27 万 4,821 円となっております。

続きまして, 歳出について御説明します。5 ページ, 6 ページをお開きください。「1 款 議会費」は, 広域連合議会の開催に係る経費で, 支出済額は 98 万 5,989 円, 不用額は 97 万 7,011 円でございます。「2 款 総務費」は, 事務費や高熱水費, 職員手当や給与等負担金をはじめとする総務管理費並びに選挙費及び監査委員費で, 支出済額は 2 億 8,456 万 4,026 円, 不用額は 1,566 万 1,974 円となっています。不用額のうち, 1,043 万 9,274 円は「負担金, 補助及び交付金」で, 主に派遣職員給料等負担金の執行残によるものです。

9 ページ, 10 ページをお開きください。「3 款 民生費」は, 特別会計の繰出金で, 支出済額は 7 億 1,297 万 2,437 円, 不用額は, 5,004 万 4,563 円で, これは特別会計の事務費の縮減を行ったことによるものです。

続いて, 一つ飛んでいただきまして 13 ページをお開きください。こちらは, 一般会計の「平成 27 年度 実質収支に関する調書」でございます。議案書で説明させていただきましたように, 「3 歳入歳出差引額」及び「5 実質収支額」とも 0 円となっております。以上でございます。

◎広域連合事務局長（守田利貴）

（挙手）

○議長（児玉光禎）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（守田利貴）

次に, 特別会計の決算につきまして御説明申し上げます。恐れ入ります, 座って説明をさせていただきます。

議案書に戻っていただきまして, 6 ページから 9 ページにかけましての歳入について御説明申し上げます。議案書の 8 ページ, 9 ページをお開きください。表の一番下歳入合計ですが, 予算現額が 4,011 億 7,628 万 8 千円, 調定額が 3,832 億 1,929 万 510 円, 収入済額が 3,831 億 4,145 万 6,588 円, 収入未済額につきましては 7,784 万 2,158 円でございます。

次に 10 ページから 13 ページにかけての歳出でございます。恐れ入ります、12 ページ、13 ページをお開きください。歳出合計は、予算現額が 4,011 億 7,628 万 8 千円、支出済額が 3,792 億 5,862 万 6,442 円、不用額が 219 億 1,766 万 1,558 円でございます。先ほどの歳入の収入済額からこの支出済額を差し引いた、表の下、欄外に記載しております歳入歳出差引残額は 38 億 8,283 万 146 円となり、これを平成 28 年度に繰り越します。

以上、議案書の特別会計につきまして御説明申し上げました。次に、附属書類の説明をさせます。

◎業務課長（日浦大三）

（挙手）

○議長（児玉光禎）

業務課長。

◎業務課長（日浦大三）

それでは、別冊 1 歳入歳出決算書附属書類の後期高齢者医療特別会計について、御説明申し上げます。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

それでは、別冊 1 歳入歳出決算書附属書類の、14 ページ、15 ページをお開きください。「1 款 市町支出金」は、市町が被保険者から徴収した保険料と、医療給付費の 12 分の 1 相当分の市町負担金で、収入済額が 604 億 708 万 3,241 円でございます。「2 款 国庫支出金」は、医療給付費の 12 分の 3 相当分の国庫負担金や、広域連合間の財政調整を目的として交付される調整交付金など国庫補助金で、収入済額が 1,326 億 9,483 万 5,542 円でございます。

続きまして、16 ページ、17 ページをお開きください。「3 款 県支出金」は、医療給付費の 12 分の 1 相当分及び高額医療給付費に対する県負担金で、収入済額が 306 億 2,494 万 7,525 円でございます。

続いて、18 ページ、19 ページをお開きください。「4 款 支払基金交付金」は、現役世代が加入する健康保険組合等から医療給付費の 10 分の 4 相当額が、社会保険診療報酬支払基金を通じて交付されるもので、収入済額が 1,563 億 9,698 万 5,230 円でございます。「5 款 特別高額医療費共同事業交付金」は全国の広域連合が参加して国保中央会が実施している当該共同事業に拠出し、著しく高額な医療給付費が発生した場合に、国保中央会から交付される交付金で、収入済額が 6,542 万 3,668 円でございます。「6 款 財産収入」は、基金の利子収入で、収入済額が 573 万 5,133 円でございます。

続きまして、20 ページ、21 ページをお開きください。「7 款 繰入金」は、一般会計及び基金からの繰入金で、収入済額が 9 億 9,886 万 120 円でございます。「8 款 繰越金」の収入済額は 15 億 1,728 万 6,662 円でございます。

「10 款 諸収入」は、延滞金、預金利子、交通事故など第三者の行為により

治療を受けた場合の第三者納付金等を収入したもので、収入済額は4億3,029万9,467円で、収入未済額が7,784万2,158円でございます。

22 ページ, 23 ページをお開きください。「5 目 返納金」の収入未済額7,780万4,808円についてですが、前年度と比較し7,400万円余り増加しておりますが、これは、主にマッサージに係る療養費の不正請求に伴う返還金の収入未済額が2件7,000万円余り、国の指導による返還金の収入未済額が1件300万円余り増加したことに伴うものです。なお、不正請求に伴う未済分については、「損害賠償債務承認弁済契約」に基づき、分納により納付されております。

続きまして、歳出について御説明いたします。24 ページ, 25 ページをお開きください。「1 款 総務費」は給付事業等の運営のための事務経費で、支出済額は7億4,949万1,184円、不用額が947万816円でございます。不用額は、支給決定通知書等作成委託業務等の委託業務の執行が見込みを下回ったことによるものでございます。

続いて、26 ページ, 27 ページをお開きください。「2 款 保険給付費」は、療養給付費を中心とした被保険者への給付費と審査支払い手数料で、支出済額は3,757億720万9,650円、不用額は218億4,977万7,350円でございます。不用額については、主に、平成26年度、平成27年度の保険料率の設定を平成25年度に行った際、一人当たりの医療給付費の伸び率を平成26年度1.60%、平成27年度1.95%と見込みましたが、これが見込みを下回ったことが主な要因でございます。

続いて、28 ページ, 29 ページをお開きください。「3 款 県財政安定化基金拠出金」の支出済額は、国・県と同額の1億6,918万1千円でございます。

「4 款 特別高額医療費共同事業拠出金」は、全国の広域連合が参加して国保中央会が実施している当該共同事業に対する拠出金で、支出済額は8,175万321円、不用額は546万7,679円でございます。「5 款 保健事業費」は、市町が実施した健康診査事業、歯科健康診査事業、長寿・健康増進事業の保健事業に対する補助金を交付したもので、支出済額は2億6,798万3,290円、不用額は1,033万6,710円でございます。この不用額は、市町の補助事業費が見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、30 ページ, 31 ページをお開きください。「6 款 基金積立金」は、後期高齢者医療給付準備基金への積立金で、支出済額は6億5,875万3,133円、不用額は867円でございます。「8 款 諸支出金」は、国庫負担金の返還金や保険料還付金等で、支出済額は16億2,425万7,864円、不用額は1,436万1,136円でございます。不用額1,436万1,136円のうち1,227万972円は、保険料還付金が見込みを下回ったことによるものです。

続いて、34 ページをお開きください。特別会計の「平成27年度 実質収支に関する調書」でございます。議案書で説明させていただいたとおり、「3 歳入歳出差引額」、及び「5 実質収支額」とも38億8,283万円でございます。

す。なお、この実質収支が多額となっておりますが、平成 27 年度の国庫支出金は、変更交付申請により減額となりましたが、平成 27 年度は、国の指示により変更申請の国庫負担所要額に調整率を乗じた額が交付されたことに加えて、現役世代が負担する支払基金交付金の概算交付額も多かったことによるもので、平成 28 年度に行う精算に伴う返還分相当額の財源となるものでございます。

続いて、35 ページをお開きください。「財産に関する調書」でございますが、「4 基金」につきましては、平成 27 年度末の時点での基金残高は、財政調整基金が 2 億 7,973 万 4 千円、後期高齢者医療制度臨時特例基金 0 円、後期高齢者医療給付準備基金が 94 億 6,940 万 4 千円となっております。

以上で「歳入歳出決算書附属書類」の説明を終わらせていただきます。

◎広域連合事務局次長（宇都宮弘司）

（挙手）

○議長（児玉光禎）

事務局次長。

◎広域連合事務局次長（宇都宮弘司）

それでは最後に、別冊 2 主要な施策の成果説明書について、主なものを御説明させていただきます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

まず、一般会計です。4 ページをお開きください。「（2）後期高齢者医療特別会計繰出金事業」です。特別会計で行う給付事業等に要する事務費として、一般会計から民生費として、特別会計へ 7 億 1,297 万 2,437 円を繰り出したものです。

続きまして、特別会計について御説明します。12 ページをお開きください。「（1）後期高齢者医療広報事業」です。後期高齢者医療制度の周知に係る広報活動を行い、制度の円滑な運営を図ったものです。平成 27 年 7 月に、被保険者証更新に合わせ、これを周知するポスターや制度全般を詳しく紹介したパンフレットを作成することなどをいたしました。

14 ページをお開きください。「（3）医療費適正化対策事業」です。後期高齢者医療制度の安定的な運営を確保するための事業に取組み、医療費の適正化を図ったものです。事業の内容に記載しております表の上段、「レセプト点検」は、国保連合会へ委託し、レセプトの点検や、交通事故等の第三者行為のレセプト抽出、レセプトデータ修正などを行ったもので、参考にありますとおり、平成 27 年度は 1,209 万 3,752 件の点検を実施し、2 万 9,106 件につきまして再審査等を行いました。事業費は 9,600 万円です。

次に医療費通知は、不正請求の防止やコスト意識の高揚を図るため、受診年月、医療機関名、日数、医療費の総額等を掲載し、年 2 回、延べ約 70 万件通知いたしました。事業費は、3,984 万 9,409 円です。後発医薬品いわゆるジェ

ネリック医薬品に関しましては、まず、ジェネリック医薬品希望カードを新規加入者に配付するとともに、15 ページのとおり、平成 24 年度から開始した、後発医薬品差額通知を引き続き実施し、後発医薬品の利用について促進を図りました。平成 27 年度は、8 月に 36,825 人に通知し、このうち後発医薬品の切替え者数は約 41%にあたる 15,142 人で、切替えによる財政効果推計額は、年額に換算して約 2 億 6,957 万円を見込んでおります。事業費は、486 万円です。

次に重複・頻回受診者訪問指導は、レセプト情報等により選定した重複・頻回受診者に対して、保健師等により訪問指導を行い、適正受診を促進しました。平成 27 年度は、218 人を訪問指導した結果、約 46%の 101 人が改善され、財政効果推計額は、年額に換算して約 1,758 万と見込んでおります。事業費は、372 万 2,200 円です。海外療養費に係る保険者支援は、翻訳業務や海外の医療機関等に対する照会業務を国保連合会へ委託し、審査の強化に努め、療養費の適正化を図りました。事業費は、3 万 7,800 円です。

16 ページをお開きください。療養費支給申請書内容点検です。柔道整復に係る被保険者の支給申請書に対して内容点検を実施し、一部の申請において調査を行い、適正な給付に努めることにより療養費の適正化を図りました。事業費は、415 万 8,489 円です。

17 ページをお開きください。「(4) 療養諸費事業」です。入院や入院外、歯科、調剤などの保険者負担分の療養給付費、コルセット等治療用装具を作製した場合などに給付される療養費等で、各費目の件数、日数、費用額等は一覧表のとおりで、合計の保険者負担額は、表の下から 3 行目の小計欄の右から 2 列目のとおり、3,591 億 4,781 万 4,333 円です。

19 ページをお開きください。「(5) 高額療養諸費事業」です。月間で自己負担限度額を超えた場合に給付する高額療養費、年間の医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が基準額を超えた場合に給付する高額介護合算療養費の給付を行ったもので、それぞれの件数と保険者負担額は上の表のとおりで、合計は 147 億 2,211 万 3,374 円です。

続きまして 20 ページをお開きください。「(6) 葬祭費事業」です。被保険者が死亡した場合、葬祭執行者に対して 3 万円を支給するもので、平成 27 年度は合計で 2 万 2,061 件、6 億 6,183 万円を支給しております。

22 ページをお開きください。「(8) 健康診査費補助事業」です。これは、市町が実施した後期高齢者の健康診査事業と歯科健康診査事業に対し、1 億 1,349 万 5 千円の補助金を交付し、受診を促進したものです。健康診査事業の受診者数は 29,218 人で、前年度に比べ 3,136 人、受診率にして 0.82 ポイント増加しましたが、依然として低い水準にあります。また、歯科健康診査事業の受診者数は 417 人、受診率 0.11%となっております。引き続き市町の取組に協力し、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

23 ページをお開きください。「(9) 健康増進費補助事業」です。これは市町が実施する表にあります 6 つの区分の長寿・健康増進事業に対して補助金

を交付し、被保険者の健康づくりを促進したもので、延べ 34 市町の事業に対し、1 億 5,420 万 4,290 円の補助金を交付したものです。

24 ページをお開きください。糖尿病性腎症患者の重症化予防事業です。これは、1 市 1 町に対して、28 万 4 千円の補助金を交付しております。なお、監査委員の意見書の説明は省略させていただきますが、平成 27 年度の歳入歳出決算書等につきましては、8 月 23 日に監査委員の審査をいただき、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確であり、また、予算の執行は、適正であると認めていただきました。

以上で「議案第 13 号 広域連合歳入歳出決算認定」についての御説明を終わらせていただきます。御審議の上、認定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉光禎）

これより質疑に入ります。21 番佐中議員から発言通告がございましたので、発言を許可します。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

（挙手）

○議長（児玉光禎）

21 番佐中議員。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

21 番海田町選出の佐中でございます。よろしくお願いいたします。

13 号議案の決算の認定についての質疑でございますが、一点目は、昨年度の決算書について、特別会計の歳入の方で調定額と決算額、不納欠損や収入未済額が 1 款から 9 款まで 0 円で、ないのは何故かという旨の質疑をさせていただきました。答弁では、それぞれ納入していただくところで納入していただいて、未納がないということで、そういう状況でこのような形になっています。私はどうみても、調定額と決算額は理事者側で調整できるものの、調定額が調べて確定する、これがこれだけ入ってくる、歳入に入るものですが、市町に滞納や不納欠損があるのに調定額、決算額、あるいは不納欠損や収入未済額が全く無いというのは会計処理上疑問が残るのですが、何故なのかお尋ねします。

二点目については、保険料について質疑させていただきます。平成 27 年 5 月 31 日現在で、保険料滞納 3,733 件で約 1 % とある。平成 27 年度決算では何件で何 % かお尋ねします。二つ目には、滞納の主な理由は何かお尋ねします。保険料の滞納については、徴収事務は市町が行っております。広域連合では滞納の理由、状態をつかんでいるのかどうかお尋ねいたします。

三点目には、平成 27 年 5 月 31 日現在、通常の被保険者証よりも有効期限が短い短期被保険者証交付の発行は 1,160 件で 0.31%でしたが、平成 27 年度決算では何件ですか。続いて、これらの主な理由とそして発行証の期限と次年度にまたがっている場合については、どのように取り扱っているのかお尋ねをいたします。三点目の 3 つ目ですが、資格証ゼロとしているが実態はどうかお尋ねいたします。

四点目に、医療費の一部負担金についてお尋ねいたします。389,251 人として医療費窓口支払いで 3 割負担はどのくらいの人数がいらっしゃるのかお尋ねいたします。以上です。

◎業務課長（日浦大三）
（挙手）

○議長（児玉光禎）
業務課長。

◎業務課長（日浦大三）

ただいまの佐中議員の四点の御質問についてお答えいたします。

まず一点目の御質問は、議案書の 6 ページから 7 ページの特別会計の歳入で、1 款市町支出金から 9 款県財政安定化基金借入金について不納欠損額及び収入未済額がゼロとなっていることについての御質問です。1 款市町支出金については、市町からの負担金として、医療給付に係る経費、保険料の納付金になりますが、これらを広域連合が定めた額について、市町からの負担金として歳入するものであり、負担金を支払う主体はあくまで各市町であり、収入未済額等は発生していないということです。また、2 款国庫支出金等につきましては、保険料の軽減分や高額医療費等に係る国県の負担金、保険料の法定外の特例軽減分に係る国の臨時特例交付金等であり、それぞれ交付要綱等に基づき必要な額を収入するため、収入未済額等は生じていないということです。

続きまして二点目は、滞納件数と滞納率、滞納の主な理由についてお答えいたします。平成 27 年度決算時点での保険料滞納は、3,561 件となっており、全体の約 0.9%となっています。後期高齢者医療制度における保険料の徴収事務につきましては、法律上、市町の事務となっており、滞納の個々の理由につきましては、住民と接点が多い各市町で把握しております。保険料の賦課を行う広域連合といたしましても、保険料収納の確保につきましては、財政の安定運営、被保険者間の公平性の観点からも非常に重要であると認識しており、引き続き市町と情報を取りながら連携し、それぞれの市町の実情に応じた形で、収納率の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして三点目の短期被保険者証の交付数、基準についてお答えいたします。被保険者証は通常、8 月 1 日から翌年 7 月末日までの 12 ヶ月の有効期間

ですが、短期被保険者証につきましては、収納対策を効果的かつ効率的に行うために被保険者と折衝いたしまして納付相談の機会を増やすことが重要であるという観点から、原則として納期限が前年度末以前の保険料に滞納がある被保険者に対して、通常の有効期間の半分である6ヶ月を有効期間として年2回、8月と翌年2月に交付を行うこととしております。従いまして、有効期間の空白が生じたりするようなことはございません。また、27年度決算時の交付数ということですが、28年5月末現在で1,118件、交付率0.29%という状況です。なお、交付対象者は、賦課された保険料のうち、納期限が前年度末以前の保険料を滞納している者で、かつ、収納に当たっている市町に状況等を確認して、短期被保険者証の交付が適当であると判断した者に交付を行っております。また、資格証明書の交付の実態はどうかという御質問ですが、交付の実績はございません。短期被保険者証交付以外の方は、全員通常の被保険者証を交付しております。

四点目の医療費の一部負担金についてお答えします。389,251人というのは、平成28・29年度の保険料率設定時に試算した平成28年度平均被保険者数と推測されますが、その試算値の内訳は、1割負担365,589人、3割負担23,662人でございます。なお、本年8月1日現在で、1割負担362,737人、3割負担24,151人合計386,888人となっております。3割負担の方は、全体の約6%でございます。以上です。

◆21番（佐中十九昭議員）
（挙手）

○議長（児玉光禎）
21番佐中議員。

◆21番（佐中十九昭議員）

許可いただきましたので再質問させていただきます。

先ほどもお尋ねしましたが、不納欠損、歳入未済額が0円で会計上、私は疑問が残るというのは、市町の特別会計によれば料とか税とかの方法で徴収するわけですが、ここは、支出負担金の名称で会計処理をなさっておられる。滞納がいくらか市町にあるわけですが、翌年度に引き続き徴収する、ここはどういう会計の処理をされているのか。これでみれば不納欠損であれば全部ゼロです。翌年度に徴収するべきものが会計上載っていない。私は不思議でならない。なぜそうなるのかお尋ねいたします。

もう一つは、公法上の債権の問題ですが、市町には料は2年で時効になる。税は5年ですけれども、そういう扱いについて広域連合はどうみているのか。私どもから言えば、市町は苦労して徴収事務にあたっているのに、まったくこ

こは法律上の処理の仕方です、市町の苦勞もわからないという指導していない、
このように會計上みられるがどう考えて運用されているのかお尋ねします。

○議長（児玉光禎）

当局の答弁を求めます。

◎業務課長（日浦大三）

（挙手）

○議長（児玉光禎）

業務課長。

◎業務課長（日浦大三）

ただいま再質問の件でございますが、市町から負担していただく負担金ですけど、市町の方で集めていただいた、徴収していただいて滞納、未納があるのに広域連合の決算では、滞納繰越分の区分がないということでございますが、決算事項明細書にございますように、現年度分、過年度分、滞納繰越分というように区分として各市町のほうから負担金として納付していただいております。例えば、各市町で滞納部分については、滞納繰越分という区分で負担金として広域連合のほうに納付していただいております。

続いて、公法上、時効はない、不納欠損はないということでございますが、法律のほうで徴収事務の事務分担として各市町で行っていただいているわけですが、徴収という事務は、住民と直接接する業務ということで市町のほうで事務の分担を定められております。そうした時効、不納欠損は市町のほうで調定、収入と決算していただいておりますので、市町のほうで時効処理並びに不納欠損の処理も行っていていただいております。以上です。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

（挙手）

○議長（児玉光禎）

21 番議佐中議員。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

不納欠損というのは、徴収ができない、時効であるとか、倒産であるとかいろいろな理由がある訳ですが、しかし収入未済額は、先ほど説明がありました、滞納によってそれが徴収事務の中に入って、歳入として市町の負担金が入ってくる訳ですが、ここの會計上でゼロにする。我々議会は、款、項が議決の対象となっております。項・目については説明ですが、説明の中でそういう発

言をされましたけれど、しかし、会計上ここに出された議案の中に収入未済額がゼロというのは、全く会計上努力をしてもしなくてもいい、こういう結果になっている。それがどうなのかお尋ねします。

◎業務課長（日浦大三）
（挙手）

○議長（児玉光禎）
業務課長。

◎業務課長（日浦大三）

先ほどの答弁で申しましたとおり、賦課しました我々といましては、財源を確保することが非常に重要だと思っております。従いまして、市町と連携を図りながら収納対策実施計画を立て、それぞれの市町の実情に応じた形で、収納率を上げていただくようお願いをするとともに、共有できるところは共有していくことで、各市町の状況把握並びに情報提供・パンフレットの作成・配布等を行っております。

○議長（児玉光禎）

発言通告に係る申し合わせ事項におきまして質疑は3回までとなっております。よって、佐中議員の発言を許可いたしません。

本件については、ほかに質疑の発言の通告がありませんので、質疑を終結します。これより討論に入ります。

21番佐中議員から発言通告がございましたので、発言を許可します。

◆21番（佐中十九昭議員）
（挙手）

○議長（児玉光禎）
21番佐中議員。

◆21番（佐中十九昭議員）

21番佐中です。私は、議案第13号平成27年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

以前の老人保健制度のもとでは、70歳以上の高齢者は国保、健保などに入ったまま、1割負担で受診できました。財源は公費と各保険からの拠出で構成されておりました。後期高齢者医療制度は、高齢者医療確保法に基づいて、2008年4月から実施されました。75歳以上の人は、それまでの国保や健保から脱退させられ、後期高齢者医療制度に加入します。保険料は、それまで負担

がなかった健保の被扶養者をはじめ、低所得者で家族に扶養されている老人も含め、全ての人が徴収されるようになりました。そして、2年ごとに値上げを繰り返しています。平成27年度の後期高齢者医療特別会計決算でも顕著にみられます。75歳以上になると、一人一人から、収入ゼロの人からも家族に払ってもらって保険料を徴収し、保険制度を運営するというのがこの制度の特徴です。一人一人に給付と負担の自覚、痛みを強いる制度設計にあたった政治家や役人たちは、看取りの医療を一人一人に痛みを感じてもらうなどと医療の在り方を改悪する方向を率直に述べ、その本質を吐露していました。3年・5年・10年の単位で見ると社会保障が崩れつつあります。後期高齢者をはじめとする各医療保険、後期高齢者が比較的多い介護保険利用者は昨年8月から一定所得以上の利用者に2割負担を求める仕組が導入され、さらに2018年度からは基本基準として2割負担を広げることが検討し、高齢者の収入の大部分は年金ですが、その年金は年々減額、逆に消費税の10%の増税を先送りするものの必ず増税します。今年度から軽自動車税を始め、多くの料や税の負担増。そして今は税と社会保障を対象とするマイナンバーですが、やがては医療の受診と抑制、保険料までコントロールする。さらに国民の財産や預貯金まで把握して、全ての国民を管理する体制をつくりあげようとしている。地方自治法の目的である、「福祉の増進」に逆行している。

よって「13号議案 平成27年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定」に反対し、討論を終わります。

○議長（児玉光禎）

本件については、ほかに討論の発言通告がありませんので、討論を終結します。それでは、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（児玉光禎）

起立多数。よって、本件は認定されました。

△ 日程第6 「議案第14号 平成28年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」

○議長（児玉光禎）

次に、日程第6 「議案第14号 平成28年度広島県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（守田利貴）

（挙手）

○議長（児玉光禎）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（守田利貴）

議案書の14ページをお開きください。

「議案第14号平成28年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」でございます。

平成28年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ55億7,209万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,944億1,516万3千円とするものでございます。この補正の主な内容といたしましては、平成27年度市町負担金、国庫負担金等の精算に伴う追加納付額又は返還金を、それぞれ歳入歳出予算に計上し、併せて財源として平成27年度決算剰余金を繰越金として追加し、財源の不足額について後期高齢者医療給付準備基金から繰入れするものでございます。

15ページを御覧ください。まず歳入でございますが、「1款 市町支出金」「1項 市町負担金」の補正額7億2,951万4千円は、平成27年度の市町負担金の精算に伴い、市町から広域連合へ追加納付していただく額を計上するものでございます。

次に「2款 国庫支出金」「1項 国庫負担金」の補正額1億273万7千円は、平成27年度の高額医療費負担金の精算に伴い、国から広域連合へ追加交付される額を計上したものでございます。同款、「2項 国庫補助金」の補正額1万4千円は、平成27年度の災害臨時特例補助金の精算に伴いまして、国から広域連合へ追加交付される額を計上したものでございます。

「3款 県支出金」「1項 県負担金」の補正額2億7,828万7千円は、平成27年度の療養給付費負担金及び高額医療費負担金の精算に伴い、県から広域連合へ追加交付される額を計上したものでございます。

続きまして「7款 繰入金」「2項 基金繰入金」の補正額5億6,039万2千円は、平成27年度市町負担金、国庫負担金等の精算に伴う追加納付額又は返還額を、それぞれ歳入歳出予算に計上し、また、平成27年度決算剰余金を

繰越金として追加し、なお不足する財源について給付準備基金繰入金として計上したものでございます。

「８款 繰越金」「１項 繰越金」の補正額 38 億 8,282 万 9 千円は、前年度の決算剰余金を計上したものでございます。

「10 款 諸収入」「１項 延滞金、加算金及び過料」の補正額 29 万 8 千円及び「３項 雑入」の補正額 1,802 万 2 千円は、平成 27 年度の延滞金、保険料還付金、健康増進事業補助金等の精算に伴い、市町から返還等していただくものでございます。

続きまして 16 ページをお開きください。歳出でございますが、「８款 諸支出金」「１項 償還金及び還付加算金」の補正額 55 億 7,209 万 3 千円は、平成 27 年度の市町負担金、国庫負担金等の精算に伴い、広域連合から市町及び国へ返還する額を計上したものでございます。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉光禎）

本件については、発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（児玉光禎）

起立多数。よって、本件は可決されました。

△ 日程第７ 「一般質問」

○議長（児玉光禎）

日程第７ 「一般質問」について議題といたします。21 番佐中議員より発言の通告がございましたので、発言を許可します。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

(挙手)

○議長（児玉光禎）

21 番佐中議員。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

21 番佐中です。連合長にお尋ねします。前回広域連合事務局長が答弁されましたが、私は、事務局長は常勤の公務員ですので、政治的には答弁は難しいと考えています。よって連合長にお尋ねします。

一つ目は、第3次広域計画は、大きな制度改革としては、広域連合及び関係市町が行う事務の枠組みとかあるということですが、どのような広域計画かお尋ねします。二つ目には、財務省は10月4日の財政制度等審議会で、2017年度予算編成に向けて、高齢化で膨らむ医療・介護など社会保障関係の抑制策を提案しました。前回の議会で広島県では先送りとしていると答弁があった。

しかし、9割の軽減から7割になる方は約81,000人で21%、8.5割の方が7割になる方は75,000人で20%となり合計約40%、均等割は幾らか下がるかもしれませんが、廃止されると一挙に2倍から8倍近い負担になると言われていますがどのような見解なのかお尋ねします。

政府は、特例軽減の廃止の理由として、実施してから軌道に乗った国保の軽減割合は最大7割と比べて不公平などと説明していますが、結局、公費、医療費の抑制というこの制度の本来の狙いに戻そうとしているものであります。

今の高齢者の方は、戦前はあの戦争に自分の青春を犠牲にし、身内から多くの犠牲者を出し、財産も何もなし、命からがらで悲しい思いをし、それでも耐え生き抜き、戦後は日本の復興のため命がけで生きてこられた方々です。今、口を開けば、少子高齢化社会といい、高齢者は負担が当然という言い方をされますが、この様な社会をつくってきたのは歴代の内閣であり、その中でも、雇用形態を変え年間200万円以下の労働者が1,000万人を超す状態。こんな状況の中では結婚出来ない、子どもも生まれない、空き家は出来る。さらに年金は掛けない、掛けても少額、そのため医療費にも大きく影響、その結果あらゆる社会保障が根底から崩されています。消費税にしても導入から27年間、100%社会保障に回すと口では言うものの、平成元年から27年間消費税制度で税を国民から政府は徴収しました。税の総額27年間で消費税約304兆円、大企業の法人3税の減税は263兆円、残り13%の41兆円は国家予算でプールして社会保障にはまわってこないのが実情です。だから、いつでも弱いものが犠牲になっておりますがこれを改善し、高齢者への医療費を中心に社会保障に回すには、どのような見解をお持ちなのかお尋ねします。

◎広域連合事務局長（守田利貴）

(挙手)

○議長（児玉光禎）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（守田利貴）

御答弁申し上げます。まず、第3次広域計画はどのような広域計画なのかという御質問でございます。

広域計画につきましては、自治法上広域連合に策定が義務づけられている計画でございます。広域連合の目標を定め、それにむけて広域連合とその構成市町が相互に担う役割、連携を図りながら処理する事項等についての基本的な指針を定めるものでございます。

第3次計画の具体的な内容でございますが、まず、目標につきましては、当広域連合が、広島県における後期高齢者医療制度を運営するために設立されたものでございますので、市町と相互に役割を担い、広域化のメリットを最大限に活かして、財政の安定化を進め、後期高齢者医療制度の健全な運営を図ることと、定めてございます。

また基本計画といたしまして、広域連合と市町の事務分担及び施策の方向性を定めてございます。市町との事務分担につきましては、被保険者の資格管理、医療給付、保険料の賦課・徴収、保健事業等に関する事務について、広域連合と市町の役割分担を定めております。目標及びこの役割分担は制度発足時から基本的に変更はございません。

また、施策の方向性につきましては、事務処理や医療費の適正化、健全な財政運営、健康づくりの推進、制度に係る広報活動の充実、円滑な制度運営に向けた国等への対応等、施策ごとの取組方針を掲げており、第3次計画におきましては、新たに、マイナンバー制度導入への対応や、保健事業において高齢者の自立した日常生活をできる限り長くしていくための取組みを積極的に進めることなどを盛り込んだ計画としております。

次に、保険料軽減特例措置の見直しに対する見解についての御質問です。後期高齢者医療保険料軽減特例につきましては9年目となる中、後期高齢者医療制度に加入する前に被用者保険の被扶養者であった者は、その所得水準にかかわらず軽減の対象となることや、国保での軽減割合は最大7割となっていることなどとの均衡の観点から、現在、国の社会保障審議会において、激変緩和措置を設けつつ、本則に戻すことについて検討がおこなわれています。

本県における適用の状況でございますが、平成27年度の実績で、本則では均等割7割軽減の対象となる方のうち、特例により9割軽減の方は約8万5千人で全体の21%、8割5分軽減となっている方は約8万人で、全体の20%程度となっております。また、元被扶養者で、所得割を賦課せず、均等割についても9割の軽減特例を受けられた方は約1万4千人で、全体の約3%などといった状況になっております。

また、保険料の金額でございますが、平成 27 年度において、均等割 9 割軽減の特例を受けておられる方の保険料は年額 4,403 円、同じく 8 割 5 分軽減の特例を受けておられる方は年額 6,604 円となっております。これが仮に、激変緩和措置が無く一度に本則に戻る場合には、どちらも、7 割軽減となりまして年額 13,209 円ということになります。また、元被扶養者の方については、保険料は均等割の 9 割軽減である年額 4,403 円ですが、本則に戻る場合には、所得の状況が、本則の 7 割あるいは 5 割・2 割軽減に該当せず、資格取得後 2 年以内の 5 割軽減にも該当しない場合、均等割は年額 44,032 円となります。

こうした状況に対しまして、広域連合といたしましては、本年 6 月にも全国後期高齢者医療広域連合協議会から厚生労働大臣に対して要望書を提出し、低所得者に対する保険料軽減特例措置につきまして、高齢者の生活に影響を与える保険料とならないよう、現行制度を維持すること、やむを得ず見直す場合、国による丁寧な説明と周知を行い、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細やかな激変緩和措置を講ずること、実施時期等具体的な内容について、早期に示すことを要望しているところでございます。

次に税資源について、高齢者の医療費を中心に回すような社会保障制度にすべきではないかとの御質問でございます。

現在、持続可能な社会保障制度の確立ということが、大きな課題となっております。

社会保障制度のありかたにつきましては、国の社会保障審議会におきまして、ただいま御質問のありました後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の見直しのほかに、医療では、超高額薬剤の臨時値下げ、また、介護に関しては、要介護度が軽い方へのサービスに対する自己負担の見直しや自己負担 2 割の対象者の拡大、或いは介護保険料納付年齢の見直しなど、医療・介護両面にわたって、給付、負担、保険料の在り方など様々な観点から見直し等の議論が行われているところであります。

こうした中、後期高齢者医療制度の運営を担う立場でございます広域連合といたしましては、後期高齢者医療制度の持続可能性を確保しつつ、被保険者一人一人が、その状態に応じて、安全・安心で質が高く効率的な医療を受けられるようにすることが重要であるとの認識のもと、先に御説明いたしました厚生労働大臣に対する要望書により、保険料軽減特例措置に関する要望のほか、後期高齢者医療制度が持続可能で安定した財政運営が可能となるよう、国による財政支援の拡充支援などにつきましても、積極的に対応し要望を行っているところでございます。

引き続き、国の動向を注視しながら、後期高齢者医療制度の運営を担う立場として、持続可能で安定的な制度運営について、的確に対応して参りたいと考えております。以上でございます。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

(挙手)

○議長（児玉光禎）

21 番佐中議員。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

答弁の中身はよくわかりました。しかし、先ほどから言っておりますように、常勤の職員は、法や条例に基づいて仕事をしています。私が言っているのは、その域を超えた一般質問、3年、5年、10年この期間でみると、だんだん医療制度が悪くなってきている。社会保障もだんだん崩れている。この問題を地方自治法の言っている目的、住民の安全・健康・福祉を増進させる、この目的からどんどん外れている。連合長はこの問題をどう取組んで、どういう考えでお年寄りをだんだん悪くならない医療も含めて制度的に改善をさせる必要があると思います。がそれはどうなのかをお尋ねするのが、私の一般質問の本当の趣旨ですが、いかがでしょうか。

◎広域連合事務局長（守田利貴）

(挙手)

○議長（児玉光禎）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（守田利貴）

答弁申し上げます。税や社会保障制度の在り方等について連合長自身の見解をという御質問ですが、広域連合は、後期高齢者医療の事務を行う実施主体として、特別法に基づき設立された組織でありまして、後期高齢者医療制度を円滑に運営していくことがその役割でございます。

そうした意味で、連合長以下当広域連合が税や社会保障制度の在り方全般について独自に言及する立場でないと認識しておりますが、現在、国におきまして検討されております社会保障制度の見直しについて、後期高齢者医療制度を円滑に実施していくうえで、当広域連合としてどのように考え、対応していくかにつきましては、先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。答弁内容につきましては、その他の質問についての答弁を含め、連合長も了解のうえ、実務的な内容も含みますので、私のほうから御答弁申し上げたところでございます。どうか御理解賜りますようお願いいたします。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

終わります。

○議長（児玉光禎）

それでは、一般質問を終わります。以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、全て終了いたしました。閉会に当たり、広域連合長の挨拶があります。

◎広域連合長（藏田義雄）

平成 28 年第 2 回広域連合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、提案いたしました各議案につきまして、慎重に御審議の上、御議決を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

引き続き、安定した制度の運営に向けまして、今後とも、皆様の格別なる御支援、御協力を賜りながら改めてお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（児玉光禎）

議員各位におかれましては、案件について、熱心に御審議をいただきまして、無事閉会の運びとなりました。皆様の御協力に対し、心から御礼申し上げます。これをもちまして、本定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 3 時 2 9 分 閉 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議長	児玉光禎
--------------------	------

広島県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長	瀧野純敏
----------------------	------

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員	高本訓司
--------------------	------

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員	繁政秀子
--------------------	------